

## 【農地法第3条の許可申請書添付書類一覧】

	譲受人が町内の場合（正本1部提出）	備考		譲受人が町外の場合（正本1部提出）	備考
1	農地法第3条の規定による許可申請書（別添）		1	農地法第3条の規定による許可申請書（別添）	
2	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）...法務局 法務局で申請の際には登記事項証明書交付申請書の下側の「登記事項証明書・謄本欄」に必ず☑チェックして申請してください。		2	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）...法務局 法務局で申請の際には登記事項証明書交付申請書の下側の「登記事項証明書・謄本欄」に必ず☑チェックして申請してください。	
3	公図		3	公図	
4	位置図（1 / 2,500 ~ 5,000 程度 申請地を赤く表示）		4	位置図（1 / 2,500 ~ 5,000 程度 申請地を赤く表示）	
5	耕作証明書（耕作農地の所在市町村農業委員会の証明書） 他市町村に耕作農地がある場合		5	耕作証明書（耕作農地の所在市町村農業委員会の証明書） 飯綱町以外に耕作農地がある場合	
6			6	通作経路図（1 / 50,000 程度 自宅 ~ 申請地を表示）	
7			7	住民票謄本（続柄を省略しない世帯全員のもの）	
8	農地法許可申請(届出)確認調査書、確約書		8	農地法許可申請(届出)確認調査書、確約書	
9	農業委員確認書		9	農業委員確認書	
10	営農計画書 新規就農者、集約栽培等の場合		10	営農計画書	
11	契約を証する書面（写し） 賃貸借及び使用貸借の場合		11	契約を証する書面（写し） 賃貸借及び使用貸借の場合	
12	農業生産法人としての事業等の状況（別紙）	法人	12	農業生産法人としての事業等の状況（別紙）	法人
13	法人の登記事項証明書	法人	13	法人の登記事項証明書	法人
14	定款の写し（原本証明をする）	法人	14	定款の写し（原本証明をする）	法人
15	申請に係る予算書の写し	法人	15	申請に係る予算書の写し	法人
16	その他参考とする書類 ・ 登記簿上の住所と現住所が異なる場合は、転居の経過がわかる住民票又は戸籍の附票が必要です。 ・ 申請地に抵当権等が設定されている場合は、抵当権者等の同意書が必要です。		16	その他参考とする書類 ・ 登記簿上の住所と現住所が異なる場合は、転居の経過がわかる住民票又は戸籍の附票が必要です。 ・ 申請地に抵当権等が設定されている場合は、抵当権者等の同意書が必要です。	

添付書類はA 4又はA 3サイズで提出してください。

申請内容によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

【 ...必要 ...場合により必要 法人...農業生産法人の場合は必要】